

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 29 年 9 月 14 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700082号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700093号

### 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年12月15日は24万9,000円、平成17年6月30日は27万2,000円、同年12月16日は24万5,000円、平成18年6月28日は25万4,000円、平成19年12月19日は31万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

#### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年6月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年6月  
⑤ 平成19年12月

A社から、請求期間①から⑤までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間の賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から③までに係る「賞与支給明細書」(写)並びに請求期間④及び⑤に係る「給与支給明細書(賞与)」(写)により、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者に係る預金元帳（写）により確認できる振込日から、請求期間①は平成16年12月15日、請求期間②は平成17年6月30日、請求期間③は同年12月16日、請求期間④は平成18年6月28日、請求期間⑤は平成19年12月19日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間の標準賞与額については、i) 上記「賞与支給明細書」（写）から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は24万9,000円、平成17年6月30日は27万2,000円、同年12月16日は24万5,000円とし、ii) 上記「給与支給明細書（賞与）」（写）から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月28日は25万4,000円、平成19年12月19日は31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700084号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700094号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

A社から、請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳(写)により、請求期間において、A社から3回の振込が確認できるところ、当該3回の振込額を、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書(写)及び賞与支給額等に係る同社の財務担当者の陳述を基に検証したものの、いずれの振込についても当該期間に係る賞与であったと推認することができない上、同社に対して当該期間の賞与に係る資料について照会したもの、回答が得られないことから、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、営業部で宿泊施設の会員権の営業を担当し、歩合給をもらっていたと陳述しているところ、A社の財務担当者は、「営業部の社員には賞与を支給しておらず、営業成績に応じた歩合給として支給し、厚生年金保険料は控除していなかった。」と陳述している。

さらに、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者で、請求期間に賞与の記録がない複数の同僚に照会を行ったところ、営業職であったとする2名は、「営業部の社員には賞与は支給されなかった。」と陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。